

山 監 査 第 1 8 9 号

平成29年(2017年)12月15日

山 陽 小 野 田 市 長 藤 田 剛 二 様

山陽小野田市議会議長 小 野 泰 様

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長及び山陽小野田市議会

3 報告書提出年月日

平成29年12月15日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

病院局

総務課及び医事課

#### 3 監査の期間

平成 29 年 11 月 20 日から平成 29 年 12 月 8 日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、平成 29 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

##### (1) 財産管理について

旧山陽中央病院の医師住宅 2 棟及び用地について、適正に管理がされているとは言えない状態である。事故防止等を踏まえ、適正な管理に努めるとともに、早急に財産処分についても検討されたい。

##### (2) 支出関係について

###### (旅費関係)

ア 宿泊を伴う旅費について、精算処理が適切でないものがある。

イ 私有車を利用する近距離旅行において支給された車賃の額に誤り

がある。

ウ 私有車を利用した出張に車賃が支給されていないものがある。

エ 私有車で出張する場合は事前に所属長の承認が必要であるが、承認を受けずに出張しているものがある。

ア～エについては、事後処理を含め適切な処理をされたい。

(時間外勤務関係)

オ 年間を通して時間外勤務が恒常化している職員・部署が多い。職員の健康管理の観点からも、適正人員の配置による労務管理の徹底、業務の効率化、省力化を図るとともに時間外勤務の縮減に向けた計画書等を作成し、全職員が共通認識を持ち、積極的に取り組まれない。

(3) その他について (診療報酬明細書関係)

委託業者が行う診療報酬明細書の作成・請求について、返戻・査定レセプトの詳細の分析がされていない。返戻原因ごとに分析し、返戻レセプトの防止や事後処理方法等の徹底を図られたい。また、査定により減額された場合の原因や実態について、具体的な対策を図られたい。委託業者に対しても、月・年ごとの目標数値を設けさせ、それを達成するための具体的な取り組みや目標数値に達成しなかった場合の反省点等を報告させることなどを検討されたい。